

第三者評価委員会委員に関する人選基準（案）（ver. 2）

2011. 12. 04

JPNIC

■はじめに

この文書は、JPNIC が JPRS へ移管した JP ドメイン名登録管理業務が適切に実施されているのかどうかを判定するための、第三者評価委員会の委員候補の人選基準を示したものである。

■人選にあたっての基本的考え方

理事会が承認した評価基準に基づく実績評価を行うという目的に適う、人格・識見に優れた方々を委員に委嘱する。

■人選基準

委員候補者は次の 3 つの事項を考慮して選出する。

1. 候補者に求められる資質

候補者は以下のいずれかの資質を有するものとする。

- (1) ICANN の活動と動向に理解があること
- (2) ドメイン名の特性（技術的側面）に知見があること
- (3) ドメイン名の特性（社会的側面）に知見があること
- (4) 国際的契約を含めた法律的な知見があること

2. 候補者を選出する母体

候補者は以下のいずれかの母体から選出するものとする。

- (A) 法曹界（弁護士）
- (B) 学界（大学・研究機関）
- (C) 産業界（企業・団体）
- (D) 利用者（企業・公的機関・消費者）

### 3. その他

候補者の選出にあたっては以下の者は除くこととする。

- ・ JPNIC の役員・職員
- ・ JPRS の役員・従業員
- ・ JPRS と競合する事業を行う組織の役員・従業員

以上